

アンテナショップ運営事業者 募集要項

平成23年 3月14日
豊岡市長 中 貝 宗 治

豊岡市の知名度アップ、ブランド価値向上、地域経済の活性化、誘客促進を目的にオープンするアンテナショップ（以下「店舗」という。）の開設及び運営業務を委託する事業者（以下、「運営事業者」という。）を公募し、企画提案の比較により決定します。

1. 委託業務の内容

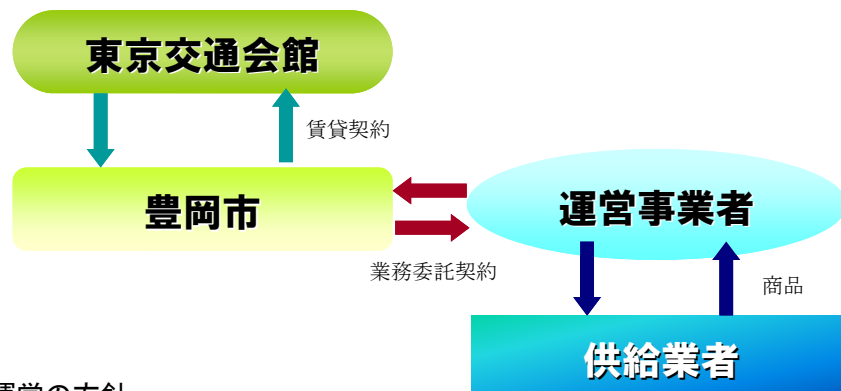
店舗の開設及び運営とする。

- (1) 委託料 0円
- (2) 委託期間 契約日から平成26年5月31日（土）まで
- (3) 店舗場所 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館1階 124号室
- (4) 店舗面積 24.8㎡（7.5坪）
- (5) 開設予定 平成23年6月下旬

(6) 事業スキーム

本市が店舗物件を賃借し、店舗の開設及び運営業務を事業者に委託する。

- ・事業主体：豊岡市
- ・事業スキーム図



(7) 開設・運営の方針

①コンセプトの理解について

- ・別紙1の「出店コンセプト」理解した上での提案書作成、店舗開設及びその後の運営を行うこと。

②東京マーケットの理解及び顧客ターゲットの設定について

- ・顧客ターゲットを明確にした運営とすること。

③店舗名称について

- ・コンセプトを踏まえ、豊岡らしさをアピールできる名称とする。
- ・店舗名称については、本市との協議のうえ決定する。

④店舗内装イメージについて

- ・本市の資源を活用し、豊岡らしさをアピールできる店舗内装とする。
- ・店舗内装については、本市との協議のうえ決定する。

⑤運営事業者の業務範囲について

- ・店舗の開設・運営に必要となるすべての物品（什器、電気具、事務機器及び消耗品等）の用意や、販売するうえで必要となるすべての業務（仕入、販売、会計事務及び従業員の労務管理等）は運営事業者が行うこと。
- ただし、内装設計工事費については、募集要項 2（1）ウの範囲で、本市が負担する。

⑥商品の取扱について

- ・販売する商品は、市内で製造又は生産された産品、市内で生産された原材料を使用している産品、又はそれ以外であっても本市のPRにつながる産品とし、常に「豊岡市」のPRを念頭においた商品構成、販売を行うこと。また、特定の事業者に偏らない商品構成とすること。
- ・主たる取扱商品については、本市との協議のうえ決定する。
- ・販売する商品の選定について、市は協力する。
- ・販売する商品については、本市に報告すること。

⑦委託期間について

- ・本委託業務は、長期的な本市の認知拡大および産業振興を目的としているため、平成26年5月31日までは継続して本委託業務に取り組む努力を行うこと。
- ・正当な理由により委託業務継続が不可能な場合は、当該理由も含めて撤退6か月前に本市に申し出ること。
- ・運営事業者が本要項の規定を遵守できなくなったときは、本市は委託契約を解除する。

⑧オープン日について

- ・店舗は、6月下旬を目処にオープンすること。但し、詳細なオープン日時は、別途、本市と協議の上決定すること。

⑨会計処理について

- ・委託業務の経理を明確にするため、運営事業者は当店舗の経理を単独もしくは、他経理と明確

に区分して会計処理を行うこと。

⑩利益の配分について

- ・多額の利益があった場合、売上の一部を本市に営業料として支払う。営業料については、3%の範囲内で営業実績を踏まえ、本市と協議して設定する。

⑪営業日及び営業時間

- ・営業日は、東京交通会館に準じて年末年始を除き無休とする。年末年始以外の定休日などを予定する場合は、本市との協議のうえ決定する。
- ・営業時間は、基本的に10時から19時半とするが、本市との協議のうえ決定する。

⑫人員配置と人材研修

- ・本市の地域資源や歴史、自然、まちづくりの考え方に精通した従業員を確保・配置するとともに、計画的な研修等を行うものとする。
- ・本市は、従業員の研修に対し協力する。

⑬関係法令等の遵守

- ・店舗の開設や運営に必要な手続き、届出等は運営事業者が自らの費用負担により行うものとする。

⑭館内規則の遵守

- ・店舗の開設や運営にあたっては、本市と東京交通会館との賃貸借契約及び東京交通会館管理規程を遵守すること。

⑮事故等の未然防止と発生時の対応

- ・運営事業者は、事故や販売上のトラブル等の未然防止に努めるものとする。万が一事故やトラブル等が発生した場合や顧客からの苦情があった場合等は、運営事業者が責任をもって処理するとともに、東京交通会館及び本市に対してその内容を迅速に報告するものとする。

⑯個人情報の保護

- ・運営事業者は、個人情報保護に係る関係法令等を遵守し、店舗運営により知り得た個人情報を他目的に活用したり、外部へ流出させたりしないなど適切かつ厳重に管理する。

⑰保険の加入

- ・運営事業者は、不測の災害事故等に備え、必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を自らの負担により締結し、本市へ報告するものとする。

⑱販売データ等の提供

- ・運営事業者は販売データ等を把握・管理するとともに、本市の要請に応じ必要な資料等を速やかに提供するものとする。

⑭その他

上記に定めのない事項は、本市と運営事業者との協議により決定する。

2 開設・運営に係る経費負担

(1) 市が負担する費用等

- ア. 物件賃料 月額551,250円(税込)
- イ. 物件保証金 6,300,000円(非課税)
- ウ. 内装設計工事費(実費相当分) ※ただし、限度額3,000,000円(税込)

(2) 運営事業者が負担する費用等

- ア. 内装設計工事費 ※3,000,000円を超える経費
- イ. 開設・運営に必要となるすべての物品(什器、電気具、事務機器及び消耗品等)の費用
- ウ. 光熱水道費
- エ. 設備、備品の維持・管理費
- オ. 店舗運営に係る官公庁等への諸手続に要する経費
- カ. 各種損害保険契約に加入するための経費
- キ. 商品仕入れに係る経費、人件費、従業員教育費等、店舗運営に要する一切の経費
- ク. 店舗退出時の原状復帰費用

3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体(以下、法人等)とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本委託業務に参加することであること。
- (2) 店舗運営等実績を有する者であること。
- (3) 本委託業務を実施するだけの財務基盤を有する者であること。
- (4) 委託業務の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人又は被保佐人でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(9) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。

4 募集期間

平成23年3月14日（月）から平成23年4月 8日（金）正午まで

※詳しいスケジュールは「9 スケジュール」を参照

5 応募手続等

提案者又は応募者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所

担当部署：政策調整部 秘書広報課 情報戦略係

担 当：大岸和義

アドレス：kazuyoshi-oogishi@city.toyooka.lg.jp

電 話：0796-23-1111（代）内線 2074

F A X：0796-23-1124

(2) 各種必要書類の提出

ア. 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（様式1）：1部

(イ) 企画提案書（様式3）：7部

(ウ) 店舗イメージ図（様式自由）：7部

(エ) 平成23年度～平成25年度収支計画書（様式自由）：7部

※売上予算は、アイテムごとの売上構成が分かるように記載することとする。

(オ) 法人等概要説明書（様式4）：7部

(カ) 内装設計工事概算設計書及び業務工程表（様式5）：7部

(キ) 法人等の定款又は規約（登記簿）・法人等役員名簿：1部

※法人以外の団体も、必ず、定款または規約、役員名簿を作成し提出すること。

※新規に設立する場合は、定款原稿及び役員予定者リストを作成し、提出すること。

(ク) 過去3年の貸借対照表と損益計算書（または収支計算書）：各1部

※新規に法人を設立する場合は、主たる出資者(社)の財務状況のわかる書類

(ケ) 納税証明：各1部（国税及び市税がある場合は市税）

イ. 提出期限

- ・質問書（様式2） 平成23年3月22日（火）12時まで
 - ・参加表明書（様式1） 平成23年3月28日（月）17時まで
 - ・上記以外の提案書等 平成23年4月 8日（金）正午まで
- ウ. 提出場所
- ・場所：上記（1）の場所
- エ. 提出方法
- 持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。

（3）関係資料の配布・閲覧

図面等のアンテナショップの関係資料を、次により配布する。ただし、本市と東京交通会館との賃貸借契約及び東京交通会館管理規程は配布せず、閲覧のみとする。

ア. 対象者

上記「3 応募資格」を満たしている者とする。

イ. 配布期間

平成23年3月14日（月）13時から同年4月8日（金）正午まで。ただし、期間中の配付は土日祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。

ウ. 配布場所

募集要項及び関連様式はHPにて公開する。

図面等その他の書類は、上記（1）の場所での配布あるいは、請求により郵送も可能。

（4）募集要項等に対する質問期限及び回答

ア. 対象者

本書及び募集要項等に対して質問できる者は、上記「3 応募資格」を満たしている者とする。

イ. 質問期限

上記（2）イのとおり ※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ. 質問方法

様式2により、5（1）の担当部局まで電子メール又はFAXで問い合わせること。

なお、面接又は電話での質問は受け付けない。

エ. 回答発送日及び回答方法

- ・平成23年3月24日（木）17時以降～
- ・質問者に直接回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

（5）注意事項

ア. 応募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ. 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

（ア）提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

- (イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ. その他

- (ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、運営事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、運営事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) すべての提出書類は、返却しない。
- (カ) 提案者は、公表することがある。ただし、その際は、本市と提案者が公表範囲を協議することとする。
- (キ) 正式決定後においても、関係者との打合せにより企画の内容を変更する場合がある。

6 提案書記載要領

- (1) 提案者は、本書に記載した要件を遵守したうえで、提案者独自の創意工夫を凝らした提案を行うよう努めること。
本書に記載した要件以外のアイデア、提言なども盛り込み、特に、ブランディング施策については、独自性や実現性の高いアイデア、提案を期待する。
- (2) 様式は任意とするが、原則、A4縦長横書き両面とすること。ただし、図面等はA3版の用紙をA4サイズに折り込むことを可とする。
- (3) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力わかり易い表現で記載すること。紙媒体とは別に電子媒体が存在する場合は、併せて提出すること。

7 内装設計工事概算設計書の提出

様式5の内装設計工事概算設計書について、以下の点に留意して作成し、提出すること。

- (1) 内装設計工事費は、3,000,000円(税込み)を上限としているため、内装設計工事概算費用が3,000,000円を超える場合、超えた費用は運営事業者の負担とする。
- (2) 内装工事費には、什器等備品は含まない。

8 運営事業者の選定

企画提案書により企画能力及び運営能力の高い運営事業者を選定する。

(1) 選定方法

提出された企画提案書について、本市が設置する選定委員会において、書類による1次審査、プレゼンテーションによる2次審査を行い、優先交渉権者を選定する。
選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めないこととする。

【2次審査：プレゼンテーションについて】

- ・1次審査上位者により、プレゼンテーション形式の2次審査を行う。
- ・2次審査は、平成23年4月15日（金）豊岡市役所東庁舎別館2階会議室で行う。
- ・プレゼンテーションは、1社につき50分とし、うち、提案者による説明30分、選定委員会による質疑応答20分とする。
- ・1次審査通過の通知及び2次審査の開始時間、審査場所の連絡は、4月13日（水）正午までに、1次審査通過者に電話及びFAXにて行う。

(2) 選定基準

「別紙2」参照

(3) 優先交渉権者の決定

上記(2)に基づき、選定委員会にて審査を行い、最も優れた内容であると認めた者を優先交渉権者として決定し、運営業務委託契約についての交渉を行う。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対し、郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において優先交渉権者に選定された者と契約する。なお、契約条件が折り合わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

9 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ・平成23年3月14日（月） | 公募開始 |
| ・平成23年3月22日（火）正午 | 質問書の提出期限 |
| ・平成23年3月24日（木）17時～ | 質問回答日 |
| ・平成23年3月28日（月） | 参加表明書の提出期限 |
| ・平成23年4月8日（金）正午 | 企画提案書の提出期限
※書類による1次審査 |
| ・平成23年4月13日（水） | 1次審査結果通知 |
| ・平成23年4月15日（金） | 選定委員会による2次審査
※プレゼンテーションの実施 |
| ・平成23年4月18日（月） | 優先交渉権者選定結果通知 |

10 その他、注意点

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、委託業務実施方法や進捗状況の確認等、委託業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 委託業務期間中は、以下について遅滞なく報告すること。
 - ア. 月次報告
 - ・売上、客数、商品動向、仕入れ品名と仕入れ価格、販売価格、運営事業者所感と、次月に向けた改善点を書面にて報告（様式自由）
 - イ. 適時報告
 - ・重大なクレーム、事故等を書面にて報告（様式自由）
 - ウ. 半期報告
 - ・BS(貸借対照表)、PL(損益計算書)、CF(キャッシュフロー計算書)、事業報告書等を書面にて報告（様式自由）
- (3) 本委託業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (4) 本市から豊岡市のイメージアップや認知拡大などに関する協力依頼があった場合は可能な範囲で応じること。
- (5) 本委託業務を通じて、店舗に係るロゴマーク、名称、キャラクター、画像等著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利はすべて本市に帰属するものとする（ただし、アンテナショップで取り扱う商品の意匠権は除く）。